

御殿場市子ども・子育て支援事業計画（案）の修正について

1 パブリックコメントの実施結果

「みんなの声を活かす意見公募手続要綱」に基づき、平成26年12月4～18日にパブリックコメントを実施したところ、応募は0件だった。

2 パブリックコメント実施後に必要となった修正

パブリックコメントは0件だったが、次の6点について所要の修正を行う。

(1) 認可外保育施設(簡易保育施設)から小規模保育事業への移行に伴う利用定員の設定、及び公立保育所の利用定員の修正 ⇒【資料3】49～57ページ

※【資料2】利用定員の設定及び修正について」を参照

- ・認可外保育施設（簡易保育施設）から小規模保育事業への移行【H27～31】
- ・公立保育所の利用定員の変更【H31】

(2) 保育利用率の掲載 ⇒【資料3】58ページ

国の基本指針に基づき、保育利用率（満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定子どもの利用定員数の割合）を掲載した。

(3) 平成27年度から名称が変更となる事業等の修正 ⇒【資料3】39ページほか

例規改正により平成27年度から名称変更となる事業等について修正する。

修正前		修正後	【資料3】該当ページ
放課後児童教室	⇒	放課後児童クラブ	39,42,63,103ページ
御殿場市就園指導委員会		御殿場市就園支援委員会	90ページ

(4) 一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室の実施 ⇒【資料3】63～64ページ

一体型とは、放課後児童クラブと放課後子供教室の児童が同一の小学校区内等の活動場所において、放課後子供教室開催時に共通のプログラムに参加できるものをいう（放課後子供教室を毎日開催する必要はない。）。

この一体型の実施にあたり国から補助を受けるためには、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への記載が必要となる。本市では、平成27年度以降は市町村行動計画を作成せず、当該事業は子ども・子育て支援事業計画に引き継ぐこととした。パブリックコメント時には、記載すべき事項が不明確だったため、「一体型の実施を検討する」という記載に留めていたが、平成26年12月に国から記載事項が示されたため、対応するものである。

《国から示された記載事項》

- (i) 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
- (ii) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
- (iii) 放課後子供教室の平成31年度までの整備計画
- (iv) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- (v) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- (vi) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な方策
- (vii) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組 等

※ (iv)～(vii)は、まとめて記載でも可。

(5) 地域子ども・子育て支援事業の修正 ⇒【資料3】60ページほか

(1)の修正等に伴い、地域子ども・子育て支援事業の「確保の内容」について、次のとおり修正する。

- ①時間外保育事業：認可外保育施設（簡易保育施設）→小規模保育事業への移行等に伴う修正 ⇒【資料3】60～62ページ
- ②一時預かり事業（幼稚園型以外）：認可外保育施設（簡易保育施設）→小規模保育事業への移行等に伴う修正 ⇒【資料3】75ページ
- ③妊婦健康診査：健診回数を追加 ⇒【資料3】80ページ

(6) その他の修正 ⇒【資料3】39,42,98～100ページ

文言修正等を行った。